

令和5年第6回（6月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月26日（金）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和5年第6回（6月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆様ご苦勞様でございます。今日も非常に暑い天気という事で、暑いという事は、農作物にとってどちらかという、日照が多いと良い事では無いかと思います。スイカの出荷もスタートしたという事で暑い方が売れると、寒くなるとカボチャが売れると昔から言われております。そういう面では良いのかと思います。ぶどうもそろそろもうちょっとで出始めるとそういう状況であります。それと私の集落の事ですが、大麦を初めて作りまして収穫した所、収量も400キロ以上の収量がありました。400キロ以上になれば米と収益計算すれば、ひよっとしたら大麦の方が、所得的には上に行くのではないかと思っています。そのような状況で今後中々飼料米も段々厳しくなっている状況で、転作としての水田農業確立という点ではもう一度見直しをして、当地区でもやっていこうかなと今考えている所でございます。また先般、北國新聞の方に大きく取り上げられていましたが、大麦の後にひまわりを蒔いてありまして、ひまわり畑を目指していると言う事で、河北潟のひまわり村が終わった頃から咲くと言う事で、丁度お盆にかけて大体のこの時期に咲くように、今やっております。ただ一部カラスに相当やられまして、実際にどれだけの格好になるかはもう少し様子を見てみないと分からない所もありますが、賑わいの創出という点からも非常に良いのかなと思っております。近くにブルーベリーの直売をしている所もあり、今非常に多くの人々が来ています。これからは米以外の中で農業のやり方というのをもう少し考えてみる必要があるのではないかと思っています。</p> <p>米につきましても、かなり順調に進んでいるという状況でございます。今年はそれぞれの作物が豊作になれば良いなと願っている所でございます。 それでは早速ですが、始めたいと思います。</p>
欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	<p>本日の欠席委員は 竹田委員、1名が欠席という事であります。それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員に 11番 大田 委員 12番 村井 委員 をお願いいたします。</p> <p>次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。</p>

欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	<p>本日、現地調査にあられました、 11番 大田委員 12番 村井委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。</p>
議案第 22 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	<p>それでは、「議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>【議案第 22 号 整理番号 1 番～5 番について朗読説明】 許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。これで、議案第 22 号整理番号 1 番～5 番の説明を終わります。</p>
	会 長	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	当番委員	<p>大田委員 現地調査 本日、10 時 00 分より村井委員・事務局と現地調査してきました。議案 22 号の 1 番 2 番 3 番を報告致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 兄弟での所有権移転 ・整理番号 2 番 親子での所有権移転 ・整理番号 3 番 兄弟での所有権移転という事で、現状は畑になっておりますので、問題は無いと思います。
議案第 22 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	地区担当委員	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 中村委員 特に問題は無いと思います。

<p>議案第 22 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 2 番 前多委員 2 番は昔田んぼでしばらくしてから、埋め立てしてからずっと畑であり周りに家も無く問題ありません。 ・整理番号 3 番 前多委員 家の近くで水辺が悪いので、昔田んぼで今はみんな畑か花樹を植えたり、花木を植えたりして全然問題は無いと思います。 車もやっと通れる位の所でよろしく願います。 ・整理番号 4 番 高橋委員 自宅の後ろに畑がありまして、手前は綺麗に夏野菜とかで埋まっている状態でした。奥の方も畑として使いたいと言う事で、綺麗に整備もされていましてし、問題は無いと思います。 ・整理番号 5 番 末廣委員 現状は畑と言う事で、問題は無いと思います。
<p>議案第 23 号 農地転用許可 後の事業計画 変更申請及び 議案第 24 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>会 長 会 長 会 長 事 務 局</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員の挙手により、「議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。</p> <p>続きまして、 「議案第 23 号 農地転用許可後の事業計画変更申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」及び「議案第 24 号農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」については関連しておりますので一括として議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 23 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 【議案第 24 号 整理番号 1 番から 6 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 始めに議案第 23 号整理番号 1 番と議案第 24 号整理番号 1 番は関連しておりますのでご説明いたします。 今回変更となる理由は、令和 3 年 10 月 18 日付で当初許可を得た事業者が水道事業者と工事用資材置場用地として利用する予定でしたが、計画よりも処理する資材が少なく需要計画を模索していたところ、継承者より同じ用途で利用したいと申し出を受けたので申</p>

議案第 23 号 農地転用許可 後の事業計画 変更申請及び 議案第 24 号 農地法第 5 条 許可申請	事務局	請されました。申請地は、「都市計画法の用途地域が定められている地域」との理由により第 3 種農地と判断できます。
	事務局	<p>続きまして、議案第 24 号整理番号 2 番・3 番・4 番・5 番・6 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」との理由により第 3 種農地と判断できます。個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 23 号及び議案第 24 号の説明を終わります</p>
	会長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	<p>村井委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画変更 1 番及び整理番号 1 番 申請地の周は東側に太陽光があり、後ろはアパートが建っています。現状雑草が生えていると言う事で、問題は無いと思います。 ・整理番号 2 番 周りが住宅地で作付もされていないという事から問題は無いと思います。 ・整理番号 3 番 周辺は工場の下の場所になりまして、周りが山林という様な所で、周りに対する影響は無いという所から問題は無いと思います。 ・整理番号 4 番 10m以上の雑木が 2 本程生えており、周りも住宅地という所で、宅地造成につきましては、3 区画造成するという説明を受けておりますが、特に問題は無いと思います。 ・整理番号 5 番 譲受人の後ろの土地になります。テラス側には太陽光発電があると、それから譲渡人がその横にも住まいをしている。周りも住宅地が多いという事で、問題は無いと思います。 ・整理番号 6 番 譲受人の工場の敷地の中にあるような場所です。譲受人が譲り受けない代わりに自分の農地の使用も全く出来ない様な形になっている。周りにつきましては工場があったり、駐車場であったり、そういう風な事ですので、問題は無いと思います。
	会長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。

<p>議案第 23 号 農地転用許可 後の事業計画 変更申請及び 議案第 24 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画変更 1 番と整理番号 1 番 今本委員 ・ 整理番号 2 番 今本委員 双方共聞いております。 ・ 整理番号 3 番 高橋委員 工場の裏手でした。山林状態になっていたが、資材置場にしたい場所は少し整備され、地図の横の所有の方が奥様で、こちらから出入りすると言う事で問題は無いと思います。 ・ 整理番号 4 番 高橋委員 住宅の中にあって現状は原野であり大きな木はありましたが、周りには影響はないかなと思います。 ・ 整理番号 5 番 油野委員 譲渡人と譲受人が隣人であり東側には太陽光発電の土地があります。この土地に入って行く様な道路も無いという事で、譲渡人が土地を放す場合についてはそれを利用出来るのは、譲受人だけと言う様な農地でありまして、譲渡人は既に高齢化という事で、数年耕作はされていない感じでした。原野状態になっております。敷地拡張、資材置場用地という事で利用されるという事で、周りに農地というものは無く、問題は無いと思います。 ・ 整理番号 6 番 長原委員 譲受人の工場の敷地に隣接する所で、現況は耕作していないという事で、住宅地も近く敷地の区画内ですので、問題は無いと思います。
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議案第 25 号 非農地証明願 について</p>	<p>会 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、「議案第 25 号 非農地証明願について」を議題として事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 25 号 整理番号 1 番から 2 番について朗読説明】 整理番号 1 番につきましては、昭和 19 年頃に前所有者より当該土地を宅地として購入し住宅を建設しましたが、今回住宅の建替えにあたり地目が畑であることを知り、農地法以前より宅地として利用していたことから非農地証明として申請されたものとなります。 整理番号 2 番につきましては、長年耕作されておらず農地として原状回復がとても困難であることから申請されたものです。</p>

議案第 25 号 非農地証明願 について	会 長	事務局から説明がありました。この案件について、本日、現地調査に当たられました委員さんより現地報告をお願い致します。
	当番委員	<p>村井委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 昔から家が建っている所でございまして、遅れたと言う事が原因なのかと思います。それで今回非農地証明という形で、宅地に変更するような為に利用された。 ・整理番号 2 番 水道のタンクの近くにその後ろ側になりますけど、現状は既に雑木林になっている。非農地証明に対して問題は無いと思います。
	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 中村委員 宅地化されているところで問題はないです ・整理番号 2 番 高橋委員 長い間山林状況にあったことから、非農地証明願の問題は無いと思います。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 25 号 非農地証明願について」は原案のとおり意見決定致します。
議案第 26 号 農業経営基盤 強化促進法に よる利用権設 定等の承認	会 長	続きまして、「議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の承認について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	<p>議案第 26 号農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の承認についてでございます。</p> <p>【議案第 26 号 整理番号 1 番について朗読説明】</p> <p>令和 5 年 3 月に申請地の隣地を取得し、今回申請地の新規設定になります。農用地利用集積計画が本市基本構想に適合しており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議案第 26 号 農業経営基盤 強化促進法に よる利用権設 定等の承認	会 長	事務局から説明がありました。この件についてご意見等がありましたらご発言ください。無いようでしたら採決に入ります。 議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の承認について」は原案のとおり承認いたします。
報 告	会 長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
報告第 6 号 畑地転換届	事 務 局	【報告第 6 号 畑地転換届について】 【報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】
報告第 7 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出	事 務 局	報告案件は以上です。
	会 長	ありがとうございました。少し教えてほしいのですが、6 号の畑地転換届というのが、田から畑にすると何と何か特別畑にしなくちゃいけない理由、こういう場合はどうなのか、田で畑をすると転作だし、わざわざ畑にしなくても水が来ないと言う意味なのか。
	事 務 局	今回出されたのはほ場整備の区域の中に育苗のハウスが入っており、そこが無くなって新たな所に育苗ハウスを作りたいことから、今回この 17 番 1 に育苗ハウスをする為に畑地に変えたいという届け出があります。
	会 長	育苗ハウス用地として、畑にしたいと言う話ですね。分かりました。
	会 長	以上で、第 6 回の議案審議については全て終了しました。
いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	次に、「いしかわ農業委員活動 1.1.1 運動」についてですが、今月は農業委員 5 番・7 番・9 番、推進委員 B グループの方からご報告をお願いします。

いしかわ農業
委員会活動
1・1・1 運動
推進状況報告

当番委員

5番 前多委員

5月中に3集落回って来ました。田んぼの草を刈っている人に聞いたら、減反をしてカメムシが嫌がるが刈らなければならない。1年に1回刈ったら次から次へと刈らなければならない。きりがないと、そして中干ししたら、電気柵をしてあるがイノシシが入って中をぐちゃぐちゃにして行った。去年は鹿が入り新芽を食べて稲が少しはあったが、こんな話やらハウスにネズミが春先入って4反半程ダメになった。

紋平柿も手が掛かっている。去年はあまり落ちなかったが、今年は青くなって落ちている。60本植えてある木を30数本にして、間を抜いて、古い機械(平成5年式)を使っているが、直してほしいと言ったら今では部品が無いと、新品は安くて80万円、紋平柿の総売上が60万円、合わせると20万円は取られる。田んぼは放っておけば良いのでまだ楽だが、紋平柿は春から暮れまで手を取られて機械の事があるので、儲からない。脚立で低い所はどうにかなるが、紋平柿は機械が無いとどうにもならない。

7番 竹田委員 欠席です。

9番 末廣委員

ほ場整備に係る問題で、今エリアの確定が遅れに遅れて、まだ尚揉めている状態です。遺跡の関係でエリアの確定がずれ込んでいます。結局今の状況でやるしかないかなと、後どうしてもやりたいなら水源だけを確保して、パイプラインの延長みたいな形でもらって、作りたい人は作って下さいよという風な形で、残そうかなと思って、代案を用意している所。とにかく山の方はだめです。最近鹿が出ているものですから、尚更ほ場整備をしても電気柵で防御出来るのかという話も出て、それも一体化して対策するような方向でほ場整備しないことにはやっても益々ダメになってくるのではという話も出て困っている所であります。またそれについてみなさん良い考えがあったらお伺いしたい所です。みなさんまた宜しくお願いします。

Bグループ推進委員

吉野委員

気屋地区でほ場整備をやっている、今年が最終年度と言う事で、換地清算金の個別の金額をはじき出されるという所まで来ております。工事費の5%については私もこれだけ別の補助金を使って、負担金は掛かりませんよと明をしてきているのですが、換地清算金まで掛かりませんよと言う事は一言も言っていないが、ある特定の金額がかさむ人には事前に話をしたが、何も掛からないのでほ場整備に判子を押ししたと何でそんなにお金が掛かるのか。やっぱりいざ

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	当番委員	払うとなると拡大解釈をされるので、換地清算金まで掛かりませんよと言う説明は当初から一度もしていないが、最終年度になって払えないと何とかならないのか、あの人はたくさん貰っているのに何で私が払わなくちゃならないのかと言う風な事が今困っている現状です。特に生産者等からの話はありませんでした。相談もありません。以上です。
	当番委員	瀬戸委員 古代米、あさむらさきというのを作っています。その田植えが6月17日にやっと終わりました、今年の方の田植えは無事終了しました。そのあさむらさきがちょっと遅めに植えないと色が出ないので、こんなに遅くなるのですが、だからまだ転作もしていない状態です。年齢も高齢化しているので、除草剤が結構多くなったと感じております。能登地区に行くほど、やっぱりちゃんと草刈りはしていると言う話を聞いていますが、自分たちは除草剤が多いかなと感じている。
	当番委員	森委員 長柄町の生産組合長の方からお礼を言われまして、大雨による被害、用水の被害ですね。ようやく完成という形にして頂いたと言う事で、ありがとうございましたという話でした。 長柄町の地籍調査が7月から着手、2の地区で上手くいけばと思っております。以上です。
	会 長	ありがとうございました。次回は、10番 中村委員、11番 大田委員、Cグループの推進委員さんをお願いいたします。
	会 長	続きまして、石川かほく農協専務の村井委員より、河北郡市の農業情勢やかほく市管内の現況や情報について、何か報告がありましたらお話しをお願いいたします。
	村井委員	村井委員 説明 先日、総代会を開催致しましたところ、たくさんの方に出席頂いて無事総代会の方終わらせて頂きました。剰余金の配分につきまして今年はお資金、出資配当は昨年と同様 1.4%で、利用高配当につきまして昨年度は米の価格が急に下がったと言う事で、今年は一段落したのかなと、一応米キロあたり 150 円位です。今年は肥料の高騰もありましたので、対策として利用高配当で、1枚につき 200 円、独自に入れたと言う事でございます。 農産物の関係で、米の方は順調に生育しているところで昨年も米の出来は早かったですが、ゆめみづほの出穂の時期が昨年と見ると 4 日間早かったですが、今年も大体同じ位の早さで生育は進んでい

	村井委員	<p>るようで、ゆめみづほの出穂の予定で行きますと7月15日位にはもう出始めるとい事です。 コシヒカリについては昨年よりもちょっと早いような状態になっていると、気温も高いので、農作業の方も遅れないように対応して行かなければならない。</p> <p>園芸作物についてはスイカが先日6月21日に初出荷されている。これから7月に入りますとスイカについては大体7月25日位まで、ぶどうは今年若干昨年よりも増えそうですが、6月28日に出荷予定でありルビーロマンも7月に入りますと出荷日を予定しております。</p> <p>私の所にもほ場整備3年目となっております。金津地区は3集落で一つの工事区域でしております。中々集落ごとに考え方も違うので中々全体としてどうしていくという話はまとまりにくいです。農道の整備とか水路の整備とか国の交付金でほぼやれることになっているが、ほ場整備を機会にポンプ場が2か所出来たんです。そうすると、3集落で2ヶ所のポンプ場を使うという事になりますと、例えば横山地区と谷地区が1つのポンプ場。横山地区と笠島地区が1つのポンプ場と言う事で、ポンプ場が1つ、集落が2つと言う事になると、多面的農地、水の方がこれまで通り各集落でしていると、そのポンプ場の所で出た人夫賃というのが払えなくなる。どちらからも払えなくなるという事になりまして、今年3集落の農地・水の資金全部まとめて、市の方に報告することになりました。ただそうしますと横山地区が今年ほ場整備でほぼ完成するという所なので、農地・水での活動があまり無いという形になっています。一方でまだ進んでない所はもっとやりたい所がある、そういう所を1つのエリアとして実施し横山の活動分を笠島や谷に使っても特に問題は無いという事なのでその様なかたちで進めている所です。</p>
その他	会 長	<p>その他について、事務局よりお願いいたします。</p>
閉会	事務局 事務局長	<p>・令和5年度農業委員会研修会の開催について</p> <p>次回、7月の総会は、7月26日（水）午後1時30分から予定をしております。場所は、西フロア3階302会議室となります。</p> <p>現地調査の当番委員の方は、1番 油野委員、2番 長原委員です。推進委員の方は、Cグループの出席となります。よろしくお願い致します。</p> <p>今月（6月）の委員報酬は、7月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p>
	会 長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>無いようでしたら令和5年6回（6月）の農業委員会総会を終了いたします。</p>

議事録署名委員

会長

[Redacted signature]

11番

[Redacted signature]

12番

[Redacted signature]